

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

千葉市長 鶴岡 啓一

千葉市規則第34号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例(平成20年千葉市条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議書)

第2条 条例第5条第2項(条例附則第3項において準用する場合を含む。)の協議書は、ペット霊園設置(新增設・区域変更)事前協議書(様式第1号)とする。

(標識の設置等)

第3条 条例第6条第1項(条例附則第3項において準用する場合を含む。)の標識は、様式第2号によるものとする。

2 条例第6条第2項(条例附則第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める日は、条例第8条第1項(条例附則第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請の60日前の日とする。

3 条例第6条第3項(条例附則第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、標識設置届(様式第3号)により行うものとする。

(説明会の開催等)

第4条 条例第7条第1項(条例附則第3項において準用する場合を含む。)の説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請予定者に係る事項
- (2) ペット霊園の名称及び所在地
- (3) ペット霊園の概要
- (4) 事前協議予定年月

- (5) 許可申請予定年月
- (6) 工事着手予定年月
- (7) 工事完了予定年月
- (8) 供用開始の予定年月
- (9) ペット霊園の維持管理の方法
- (10) 条例第 7 条第 3 項 (条例附則第 3 項において準用する場合を含む。) に規定する意見の申出の方法及び申出先

2 条例第 7 条第 2 項 (条例附則第 3 項において準用する場合を含む。) の規則で定める日は、条例第 8 条第 1 項 (条例附則第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による申請の 30 日前の日とする。

(許可の申請)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項 (条例附則第 3 項において準用する場合を含む。) の申請書は、ペット霊園設置等許可申請書 (様式第 4 号) とする。

2 条例第 8 条第 1 項第 6 号 (条例附則第 3 項において準用する場合を含む。) の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 墳墓の区画数及び区画ごとの墳墓の面積並びに墳墓の面積の合計

(2) 緑地の面積の合計及びペット霊園面積のうち緑地の面積が占める割合

3 条例第 8 条第 2 項第 3 号 (条例附則第 3 項において準用する場合を含む。) の近隣住民等説明会経過等報告書は、様式第 5 号によるものとする。

4 条例第 8 条第 2 項第 4 号 (条例附則第 3 項において準用する場合を含む。) の近隣住民等協議経過等報告書は、様式第 6 号によるものとする。

(許可書の交付等)

第 6 条 条例第 10 条 (条例附則第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の許可書はペット霊園設置等許可書 (様式第 7 号) とし、同条の規定による不許可の決定の通知はペッ

ト霊園設置等不許可通知書（様式第8号）により行うものとする。

（工事着手届）

第7条 条例第11条（条例附則第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、ペット霊園工事着手届（様式第9号）により行うものとする。

（工事完了届等）

第8条 条例第12条第1項（条例附則第3項において準用する場合を含む。）の届出は、ペット霊園工事完了届（様式第10号）により行うものとする。

2 条例第12条第2項（条例附則第3項において準用する場合を含む。）の工事完了検査済証は、様式第11号によるものとする。

（地位の承継）

第9条 条例第14条第2項（条例附則第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、ペット霊園承継届（様式第12号）により行うものとする。

（工事中止届等）

第10条 条例第15条第1項（条例附則第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、ペット霊園工事中止届（様式第13号）により行うものとする。

2 条例第15条第2項（条例附則第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、ペット霊園変更届（様式第14号）により行うものとする。

3 条例第15条第3項（条例附則第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、ペット霊園等廃止届（様式第15号）により行うものとする。

（証明書）

第11条 条例第16条第3項（条例附則第3項において準用する場合を含む。）の証明書は、身分証明書（様式第16号）によるものとする。

（既設ペット霊園の届出）

第12条 条例附則第2項の規定による届出は、既設ペット霊園届

(様式第17号)により行うものとする。

(承継した既設ペット霊園の維持管理計画)

第13条 条例附則第4項の規定による計画の策定は、既設ペット霊園維持管理計画書(様式第18号)及び別表に掲げる事項を記載した書類を作成することにより行うものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表

1 施設の清掃に関する事項

- (1) 日常清掃の作業内容
- (2) 定期清掃の作業内容及び作業内容ごとの清掃の頻度

2 廃棄物の処理に関する事項

- (1) 一般廃棄物の種別ごとの保管場所、処理方法並びに回収及び処理の頻度
- (2) 産業廃棄物の種別ごとの保管場所、処理方法並びに回収及び処理の頻度

3 点検及び修繕に関する事項（焼却施設に係るものを除く。）

- (1) 日常点検を行う施設及び設備（以下この表において「施設等」という。）
- (2) 定期点検（月次点検、年次点検等をいう。以下この表において同じ。）を行う施設等及び施設等ごとの点検の頻度
- (3) 修繕の対象となる施設及び実施予定

4 焼却施設に関する事項

- (1) 日常点検を行う焼却施設の附属施設及び設備（以下この表において「附属施設等」という。）
- (2) 定期点検を行う附属施設等及び附属施設等ごとの点検の頻度
- (3) 修繕の対象となる附属施設等及び実施予定
- (4) 焼却施設の運転の計画
- (5) 予定焼却月量

5 維持管理の委託に関する事項

- (1) 委託の内容
- (2) 委託業者の住所及び氏名（法人である場合にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (3) 委託業者の許可番号、登録番号等

様式第 1 号

(表)

ペット霊園設置（新增設・区域変更）事前協議書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所

氏 名

（法人等にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

電話番号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 5 条第 2 項（同条例附則第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり協議します。

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1 協議の区分 | ペット霊園の設置・焼却施設の新増設・区域変更 |
| 2 ペット霊園の名称 | |
| 3 ペット霊園の所在地、地目 | |
| 4 申請予定年月日 | 年 月 日 |
| 5 工事着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 6 工事完了予定年月日 | 年 月 日 |

添付書類及び添付図面

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 5 条第 3 項各号に掲げる書類及び図面

注 個人が協議をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができます。

(裏)

ペット霊園の施設の概要

敷地面積		m ² (区域変更前の面積)		
建築物の概要	(建築物の種別)	(建築面積)	(延床面積)	(階数)
		m ²	m ²	地上階、地下階
		m ²	m ²	地上階、地下階
		m ²	m ²	地上階、地下階
		m ²	m ²	地上階、地下階
焼却施設の数		(新增設前の焼却施設の数)		
墳墓の区画数				
埋葬の有無				
納骨堂の収蔵可能数				
河川等からの距離		m		
住宅等からの距離		m		
緑地の面積の割合		% (緑地の面積 / 敷地面積 × 100)		

様式第 3 号

標 識 設 置 届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 6 条第 3 項 (同条例附則第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 計画しているペット霊園の名称
- 2 計画しているペット霊園の所在地
- 3 標識設置の年月日 年 月 日

添付書類

- 1 標識を設置した場所が明示された図面
- 2 標識の設置状況が分かる写真
- 3 標識の記載内容が分かる写真

注 個人が届出をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができます。

様式第 4 号

(表)

ペット霊園設置等許可申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 8 条第 1 項 (同条例附則第 3 項の規定により準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり申請します。

- | | | |
|---|--------------|------------------------|
| 1 | 許可申請の区分 | ペット霊園の設置・焼却施設の新増設・区域変更 |
| 2 | ペット霊園の名称 | |
| 3 | ペット霊園の所在地、地目 | |
| 4 | 工事着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 5 | 工事完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 6 | 事前協議書提出年月日 | 年 月 日 |
| 7 | 標識設置年月日 | 年 月 日 |
| 8 | 説明会開催年月日 | 年 月 日 |
| 9 | 近隣住民等との協議年月日 | 年 月 日 |

添付書類及び添付図面

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 8 条第 2 項各号に掲げる書類及び図面

注 個人が申請をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができます。

(裏)

ペット霊園の施設の概要

敷地面積		m ² (区域変更前の面積)		
建築物の概要	(建築物の種別)	(建築面積)	(延床面積)	(階数)
		m ²	m ²	地上階、地下階
		m ²	m ²	地上階、地下階
		m ²	m ²	地上階、地下階
		m ²	m ²	地上階、地下階
焼却施設の数		(新增設前の焼却施設の数)		
墳墓の区画数				
埋葬の有無				
納骨堂の収蔵可能数				
河川等からの距離		m		
住宅等からの距離		m		
緑地の面積の割合		% (緑地の面積 / 敷地面積 × 100)		

様式第 5 号

近隣住民等説明会経過等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 7 条第 1 項 (同条例附則第 3 項の規定により準用する場合を含む。) の規定により説明会を開催しましたので、次のとおり報告します。

- 1 許可申請の区分 ペット霊園の設置・焼却施設の新増設・区域変更
- 2 ペット霊園の名称
- 3 ペット霊園の所在地
- 4 説明会の日時 年 月 日 時 分 ~ 時 分
- 5 説明会の場所
- 6 説明会の参加者 説明者 名、近隣住民等 名

添付書類等

- 1 説明対象者名簿
- 2 出席者名簿
- 3 説明会の配布資料
- 4 説明会の議事録

注 個人が報告をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができます。

様式第 6 号

近隣住民等協議経過等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人等にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 7 条第 3 項(同条例附則第 3 項の規定により準用する場合を含む。)の規定により協議したので、次のとおり報告します。

- 1 許可申請の区分 ペット霊園の設置・焼却施設の新増設・区域変更
- 2 ペット霊園の名称
- 3 ペット霊園の所在地
- 4 協議年月日 年 月 日
- 5 協議の相手方
- 6 協議の経過及び内容

注 個人が報告をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができます。

様式第7号

千葉市指令 第 号

ペット霊園設置等許可書

様

年 月 日付けで申請のあったペット霊園の について
は、千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第10条（同条例附
則第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり
許可します。

年 月 日

千葉市長



- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 許可条件

（付記）

管理事務所等の利用者の見やすい位置に掲示すること。

不服申立て等について

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 8 号

千葉市指令 第 号

ペット霊園設置等不許可通知書

様

年 月 日付けで申請のあったペット霊園の について
は、次の理由により許可しないので通知します。

年 月 日

千葉市長



不許可の理由

不服申立て等について

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 9 号

ペット霊園工事着手届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 11 条 (同条例附則第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 許可年月日 年 月 日
- 4 許可番号 千葉市指令 第 号
- 5 工事着手年月日 年 月 日
- 6 工事完了予定年月日 年 月 日

注 個人が届出をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができます。

様式第 1 0 号

ペット霊園工事完了届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 1 2 条第 1 項 (同条例附則第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり届け出ます。

1 ペット霊園の名称

2 ペット霊園の所在地

3 許可年月日 年 月 日

4 許可番号 千葉市指令 第 号

5 工事予定年月日 年 月 日

注 個人が届出をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができます。

工事完了検査済証

住 所

氏 名

(法人等にあつては、名称代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで工事の完了の届出があつたペット霊園の
の工事については、千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例
第 1 2 条第 2 項 (同条例附則第 3 項において準用する場合を含む。) の規
定による検査の結果、許可の内容に適合していると認めます。

年 月 日

千葉市長



- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 許可年月日 年 月 日
- 4 許可番号
- 5 検査年月日

(付記)

管理事務所等の利用者の見やすい位置に掲示すること。

様式第 1 2 号

ペット霊園承継届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 1 4 条第 2 項 (同条例附則第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 許可年月日 年 月 日
- 4 承継年月日 年 月 日

注 個人が届出をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができます。

様式第 1 3 号

ペット霊園工事中止届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 1 5 条第 1 項 (同条例附則第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

1 ペット霊園の名称

2 ペット霊園の所在地

3 許可年月日 年 月 日

4 許可番号

5 中止年月日 年 月 日

注 個人が届出をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができます。

様式第 1 4 号

ペット霊園変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 1 5 条第 2 項 (同条例附則第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり届け出ます。

1 ペット霊園の名称

2 ペット霊園の所在地

3 許可年月日 年 月 日

4 許可番号

5 変更の内容

6 変更年月日 年 月 日

注 個人が届出をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができます。

様式第 15 号

ペット霊園等廃止届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 15 条第 3 項 (同条例附則第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 廃止の区分 焼却施設 (一部・全部) の廃止・ペット霊園の廃止
- 2 ペット霊園の名称
- 3 ペット霊園の所在地
- 4 許可年月日 年 月 日
- 5 許可番号
- 6 廃止の内容

- 7 廃止年月日 年 月 日

注 個人が届出をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができます。

様式第 1 6 号

(表)

← 8.5センチメートル →	
第 号	↑ 6.0 ル センチメートル ↓
身 分 証 明 書	
所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する 条例第 1 6 条第 2 項の規定による立入調査を行う職員である ことを証明する。	
年 月 日	
千葉市長 印	

(裏)

← 8.5センチメートル →	
千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 2 0 年千葉市条例第 8 号）（抄）	
（報告及び調査）	
第 1 6 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、ペット霊園の状況等について報告を求めることができる。	
2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ペット霊園に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。	
3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	

様式第 17 号

(表)

既設ペット霊園届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例附則第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 既設ペット霊園を営んでいる者の氏名及び住所(法人等にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名)
- 2 既設ペット霊園の名称
- 3 既設ペット霊園の所在地
- 4 既設ペット霊園の区域

注 個人が届出をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができます。

(裏)

既設ペット霊園の施設の概要

設 置 年 月				
既 設 ペ ッ ト 霊 園 の 区 域 (地 番)				
敷 地 面 積		m ²		
建 築 物 の 概 要	(建 築 物 の 種 別)	(建 築 面 積)	(延 床 面 積)	(階 数)
		m ²	m ²	地 上 階、地 下 階
		m ²	m ²	地 上 階、地 下 階
		m ²	m ²	地 上 階、地 下 階
焼 却 施 設 の 数				
焼 却 施 設 の 構 造、処 理 能 力 そ の 他 の 仕 様				
墳 墓 の 区 画 数				
埋 葬 の 有 無				
納 骨 堂 の 収 蔵 可 能 数				

添付書類及び添付図面

- 1 既設ペット霊園の位置図
- 2 既設ペット霊園の区域図 (範囲が分かるもの)
- 3 既設ペット霊園の平面図 (施設等の配置が分かるもの)

様式第 18 号

既設ペット霊園維持管理計画書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(法人等にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例附則第 4 項の規定により、次のとおり提出します。

- 1 既設ペット霊園の名称
- 2 既設ペット霊園の所在地

添付書類

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則別表に掲げる事項を記載した書類

注 個人が届出をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができます。